

# 「天石窟」劇と氏族伝承

——記紀と古語拾遺をめぐつて

山上伊豆母

## 一 歴史民俗学序説

日本文化における「神話」の意義とその取り扱いについては、戦前と戦後において驚くほどの変容を見せてきた。戦前の国定教科書においては、昔話や説話と混同せられて「修身」などの教訓や道話に利用される一方で、皇国史観では古代史をさかのぼる延長線にあって、ほとんど史実のごとく国史のテキストに記述されていた。それは明治維新の思想的起動力となつた近世の国学研究や平田神道さらに水戸学の系譜をつぐ尊皇攘夷史観に負うところが多い。そもそも「神話」というのは、「記・紀」(古事記・日本書紀)、「風土記」(五風土記ならびに古風土記逸文)、「萬葉集」など主として奈良時代以前に編纂せられた古

典に採録された、民族思想の始源的文学表現を指すのであるが、平安初期の『旧事本紀』や『古語拾遺』(大同二年(807))も神話書であり、『日本靈異記』(九世紀初)にも多くの神話をふくんでいる。しかしながら、神話に対する学者や一般の認識の千変万化は、研究の立場の相違や宗教觀・イデオロギーの相反、認識の浅深のちがいと時代風潮の変化などに起因し、ときには誤解すら生じてきた。

ことに敗戦直後の思潮においては、戦前の超國家主義価値觀と皇国史観が一切否定せられるとともに、「記紀神話」もまた歴史書から姿を消すこととなつた。その空隙を埋めるように登場したのが考古学であり、今日の隆盛をもたらすことになるのだが、考古学はもともと歴史学の一つとして、主とし

て遺物・遺跡のモノを対象に研究する。したがって、いわゆる「神話時代」に相当する弥生や古墳期の遺されたモノの状態を科学的に検討したとしても、その時代の人間のココロを把握し再構成することは至難といわねばならない。さらに、四・五世紀の古代国家成立期における政治や経済構造、諸侯族の動向や紛争、六・七世紀の大外交関係などのすべて多くは、考古学の領域外にあって、しかも神話を中心とする「記・紀」に伝承記録として登載されているのである。「記・紀」を離れて古代を論ずることはできない。

皇国史的な神話觀を否定した戦後の史潮は、「記・紀」を懷疑的見地から検討することから出発した。そのさい、戦前戦後を通じて実証的立場から「記・紀」の懷疑的研究をつづけてきた津田史學が重視され、実証史學・唯物史觀の隆盛期において、その学風が指標となり偶像觀されたことは自然の成り行きであろう。その根底には『記・紀』を六・七世紀ヤマト王権樹立を権威化するために官史官が造作したという極めて平易な合理史觀が存在する。しかし際限なく史伝への懷疑をくり返すならば、究極には全否定の虚無史觀に到達するであろう。近年には各分野からさまざまが津田説への批判が起りつつあるが、詳述は避けたい。ただ、以上のごとき懷疑的実証法によって欠落す

る部分は、少なくとも七・八世紀の人心によつて信憑せられた「神話的眞実」や「信仰習俗」や「宗教文芸」といった、形而上の民族文化の実態が、十分に明らかにされていないことであり、まして万葉集などに結集されるような古代共同体的浪漫の心象世界についても、深くは物語りえないと私考する。

その補償ともいえるように、柳田國男・折口信夫民俗學が時代の脚光を浴びるようになつたのである。柳田学の祖靈説や折口学の「常世のマレビト」論は、それまでの精神史や文芸観に潤れた常民の視野から、中央史に対して地方誌の重視、記録史料実証の偏重から伝承資料の再評価、形而下の歴史力学より形而上の民族心理へ、有為変転の變るものから変らざる深層文化ヘスポットライトが当てられていった。いまや、風土と民族性にもとづく民俗学方法論や、国際的比較における民族学は「文化人類学」の呼称と、学際研究の発達に相まって、日本文化研究の先端にすらなろうとしている。過去の歴史事象の考究や解釈においても、文芸美学の認識や評価においてすら、民俗（族）学上の知見が援用されることは稀れであるといつてよい。

しかもなお、こと「神話」に関しては認識や評価が定着しているとは言ひがたい。もともと津田史學は西歐的定義での「神

「話」を日本古典に認めようとしなかつたし、意外にも折口翁は『記・紀』伝承を「神話」と呼ぶことを好まなかつた。巨大な神話をもつ古典ギリシャを基点にした西歐文化史学の神話探究<sup>2</sup>に対して、わが国の神話研究はいちじるしく立ち遅れており、かの松村武雄『日本神話の研究』<sup>3</sup>以降それに匹敵する大著は出されていない現状なのである。近年の文化人類学の発達や民族学の国際的交流、日本と日本人文化への外国の注視がジャパンロジイ（日本学）の市民権を得ようとしている今日、七世紀以前に成立した日本神話のみが架空であり虚構の造作と考える知識人は少ないけれども、それが明らかに日本文化の原像であり、日本の思惟の起点であるといった認識を多くの人が得るまでには、まだまだ時日を要するであろう。

いまから十五年前にわたしは日本神話を戦前の史観から解き放ち、一方で戦後の唯物的実証主義にもふかく拘泥することをさけて、古代民俗学の視角から『神話の原像』<sup>4</sup>を書き下した。それは丁度、戦後改革で抹殺された神話を何らかの形で教育上にも復権させようとする動きの矢先であり、いわゆる“神話ブーム”がジャーナリズムに起る直前であった。今日のごとく記紀神話の研究が各分野に発達した時代から顧みると不備な点が少くないが、中央の『記・紀』よりも地方の『風土記』を、

垂直の構造史論よりは水平の民俗史觀を基調として考述したのである。世をあげて考古学とともに民俗学の隆盛を見るにつけて、民俗学の方法論にも若干の危惧なしとしない。つまり一見は不变と思われる「常民」の習俗にも幾変遷があり避地の古俗と見える儀礼にも近世以降の復興行事が混入し、土着の伝承と目されるものに中央宫廷からの移植が少なからず存している。かの柳田・折口民俗学が蒐集した全国の膨大な民俗資料は貴重な文化遺産であるけれども、その一つ一つの歴史年代的考證といふ点になると、ほとんど五里霧中といわざるをえない。要するに、総合された日本学である「国学」の史学から分化し発達した民俗学を、ふたたび歴史に接合し検証する作業がのことされている。わたしはその学際研究を「歴史民俗学」<sup>5</sup>と名づけてみたけれども、その後の研究は遅々として進んでいない。

## 二 「天石窟」の巫系芸能

神話伝承の発生については、呪術信仰説や祭儀起源論が有力である。原始生活や生産技術の発達段階において、自然物と原人との心意との交流が行われる呪術信仰が、ある体系をもたらす語表現されるところに神話の発生を見るという説と、婚姻や罪

送の習俗が繰り返されて儀礼化し、その祭儀進行の理由を説明

しようとする際に神話が生れるという論である。両説は本質的に相反するものではなく、前者は先行的であり後者は後次的と考えれば矛盾はないと思ふ。

七・八世紀に完成した「記紀神話」の内容は始源的神話を多分に包含するとはいへ、構成や表現はかなり高度な発達過程にあるものと考えられる。津田説が編集史官の文飾を過大評価した原因もその辺に存するのだろう。しかしながら、その修辞や文飾は宫廷史官の作為造作性をのみ重視すべきではなくて、八世紀初頭知識層の国際的芸術水準の高さを再認識する必要があると考る。さらに私見によれば、古代王権を中心とする諸豪族がそれぞれ固有の氏族伝承を「氏族祭儀」の形式で有しており、年ごとの「祈年」や「大嘗」などの国祭に際して、王廷を舞台として反復斎行されるうちに古代芸能として成形されてゆき、「氏族芸能」の競演が行われたのではないかという推定を有しているのである。律令制度完成の立ち「践祚大嘗祭」において、たとえば「慈紀國人・歌人を引きて」・「伴宿祢・佐伯宿祢一人・各語部十五人」・「隼人笛を吹き・歌舞せよ。」「國風を奏せよ。」「風俗樂を奏し」「田舞を奏せよ。」「久米舞・吉志舞を奏せよ。」などが「延喜式」卷第七に見えるのは、すべて

先の想定をうらづけるものと考えられる。

『記・紀』の記述表現が意外にも写実的であり、物語の進行が合理風に見えるのは、おそらく実際に古代王庭において競演せられた「氏族伝承祭儀劇」を観察した史官が記録したものか想像せられる。神話のある部分が古代原始劇の特徴を有するとの見解は、つとに土居光知「文学序説」に指摘せられている。<sup>(6)</sup> 反面からみると、『記・紀』とともに『古事記』神話群の大半が、中央王権劇をふくむ古代氏族劇の台本の役割を果していだかも知れない。そのことは別著の「古事記対宴論」にすでに略述したところである。それらの推論を発展させて、さきに「石窟の神話劇」<sup>(8)</sup>に指摘した一種のシャーマニズム（託宣）劇の存在を予測して以来、出雲系神話においても氏族祭儀の原始劇を想定しつづけてきたのである。<sup>(9)</sup>

知られているように、「天石窟」伝承は「記」・「紀」とともに神話の中板部に据えられており、後述するごとく「古語拾遺」においても重要な位置を占めている。一般にも太陽女神の出現と天ノウズメの踊りで周知の物語であるけれども、その藏する意味内容はすこぶる深長で複雑なものを行っているといえよう。古代学・民俗学・文芸上の諸点から、從来から「天石窟」神話に関する主な解釈には次の二種がある。たとえば、(1)天

体現象にもとづく迎神説、〔先史・考古学の知見による古墳祭儀論、〔〕殺母神の「忌隠り」による王権示儀、四群神歌舞の巫系芸能という民俗学上の見解などが挙げられる。それに私見の〔〕託宣と神話の原始劇論も加えることができようか。以上の諸論は相互に密接な関連をもつて互いに相補しながら、その全体を照射している。海外にも部分的に類似の神話が皆無ではないけれども、古代において「天石窟」謂のごとき承転結のプロセスをもつものは他に見出し難いことも注目せられる。

さて〔〕の天体神話としての見地は、a 日蝕現象説と、b 冬至祭儀論にわかれ。いうまでもなく日神アマテラスが天石窟に隠れて「常闇」になるのは、誰しも日蝕を連想するため早く唱えられた解説であるが、一般に神話として定着するためには周期的な慣行儀礼が普通であり、頻度の稀な日蝕説は妥当といえまい。その点、b の冬至祭儀は毎年訪れるものであり、日照時間の極少となる冬至は太陽の衰亡を予想させ、その復活呪術としての「冬至祭」は世界各地に分布し、クリスマス・イヴ行事もキリスト教普及以前の北欧の冬至祭と見られ、わが古代律令制の仲冬の「鎮魂祭・大嘗祭」の原型もまたそれに相当すると考えられる。

〔〕の古墳祭儀論は、物語の進行する環境・舞台がまさに古代

首長の葬送儀礼を髣髴させる。「天石窟」は横穴石室で「石屋戸」は表門に相当し、大王や族長は「高知らす」太陽的存在であり、「紀」一書の「稚日女尊、：神退りましぬ。」は太陽巫女の死を意味する。古墳祭儀については考古学者の新見もあり、前方後円墳「前方部」壇上の氏族芸能斎行を私も推測する。

『魏志倭人伝』の「諸人歌舞」の史料もそれを要づけるものであろう。第三の殺母神「忌隠り」説は、天石窟と相似・重層する降臨神話の天孫が「ホノニニギ（穂ノ曉々）」と呼ばれる殺童とも見られることから、アマテラスは殺母であり、「岩戸隠れ」は殺童を産むための「忌隠り」と見る農耕神話論である。とすれば、石窟前の「神遊び」も豊饒を祈る祭儀芸能といえなくもない。

四の歌舞芸能の発生とみる観点は中世から存し、ことに「申楽」の始めとする著名な世阿弥の「花伝書」は「古語拾遺」説をとっている。すでに原典に「巧みに俳優す」（紀）・「為」樂（わざをさ）（記）のアメノウズメが伝統芸能の祖と仰がれたのは当然であるが、この古説のほかに、文芸の発生を古代中国「楚辭」に求めようとする藤野岩友『巫系文学論』があり、私はわが国においても古代や中世のシャーマンの巫儀が芸能の起源に存するであろうと考えたのである。（続）さらに、「天ノウズメ」

の存在意義は、たんに巫系芸能の発生形態を示すにとどまらず、石窟鬼をした皇祖女神の經依巫女として、その「顯神明之憑談」(紀)は、『日神復活』の形姿を予想せしめるものといえる。ということは、巫祝が王權儀礼にも深く関わっていることを暗示するものであろう。第五の神話劇論の私説は四の説と切り離せぬ関わりを有するが、まず原「石窟」物語に還元したのち、岩窟信仰・発光神・穀靈鎮魂などの要素に分け、憑依と神話とは同質であり一方で巫覡の“假死”の表象をとることから、複数の神話劇を想定したのである。ただし前稿では、古代王廷における実際の原始劇の施行という視点には至らず、ただ石窟神話全体がかなり複雑で、劇的な構成をもつことを分析してみせたのであつた。

### 三 『古語拾遺』と祭祀権抗争

数多くある記紀神話の中から、とくに「天石窟」伝承をえらび詳しく再検討してきた理由は外でもない。じつは『記・紀』におけるこの記載こそ、律令制成立期の中核をなす神祇体制の祭祀権をめぐって、中臣氏と忌部氏の廟權争いの焦点となるからなのである。およそ、古代中國隋唐の律令制と七世紀いら

いの日本律令形成の大きな相違点は、わが国のそれが太政官の上位に「神祇官」を設置して重視したことは知られている。大化クーデタから壬申乱を経て天武朝に至る律令改新の推進時代、畿内や畿外に居住した旧新的諸豪族たちが、大きな抵抗もなく次第に中央権力に服していった最大の要因は、強大な中央政権の武力などの外圧というよりも、むしろ内在的な諸氏族の祖神祭祀を律令神祇官が掌握し、全国的な「神祇体制」を完成するという巧妙な宗教政策の成功によるのであつた。その実態は現存史料である『今義解』國員令第二「神祇官」「神祇令」第六や、『延喜式』の第一巻から第十巻を占める「神祇」や「神名帳」を一目すれば瞭然であろう。

『記・紀』の編集期はあたかも律令推進時代に相当している。古典神話が皇孫王権の合理性を説くため造作されたとする津田史学に対しても、近年には律令推進のリーダーシップを執った中臣氏がその開拓の合法化を神話編集の一方向としたという主張が論じられ、その中心人物に藤原不比等が浮び上つてきた。<sup>13)</sup>この新説は、あたかも平安初期(大同二年(807))ようやく藤原北家の祭政権の独占に対し、祖先伝承では「中臣」と「忌部」が対等なることを強調し『古語拾遺』を著した斎部広成の主張と、千二百年を経て相似することが私には興味ぶかい。奈

良期から平安王朝にかけて藤原氏なかんずく北家の政権独占については知らぬ人とてないが、攝関政治の隆盛にいたるまで氏族の実力は皇室をさえ凌ぐものがあった。その要因について諸家の学説があるけれども、タテマエ（形式）の律令とホンネ

（実質）としての「令外官」の獲得、さらに皇室との古代的婚姻策や政変への権謀術数が奏功したことはいうまでもない。しかし何よりも看過しえない点は、古代王權の例があるように、他の諸豪貴族より卓越して上位に立つべき宗教權威を公認させることができたことだ。「王朝祭政國家」においては必要なのであつたと私考する。かくて、「中臣」の姓が「藤原」に改められたのちも、祭祀担当の同族に「大中臣」の姓を残して皇祖神たる神宮ほかの祭權を確保したのである。

そういふた藤原の氏族性格と政策をもつともよく知っていたのは、『記・紀』成立以前から中臣氏とならんで古代祭祀氏族として大王に仕えた忌部氏である。藤原権勢によつて諸氏族がつづつ没落し、はては忌部氏固有の祭權まで侵されようとするに坐視し得ず、ついに当代第一の学者・斎部広成が最後の抵抗の史書『古語拾遺』を以て世に問うたのは、『書紀』成立（七二〇）わずか八十七年後のことである。同書の序文に「故実を問ふに根源を識ることなし」「から、

書契ありてより以来、古を談ることを好まず、浮華競ひ興り、還りて旧老を嗤ふ。（中略）愚臣言さざれば、恐れども絶えて伝ふること無からむ。幸に召問を蒙りて畜積を據べむと欲す。

との文章に国史家牒の不備や朝野の歴史意識の低調を慨嘆し、「召問」とは前年大回元（八〇六）年八月十日の平城天皇の「勅命」をいうことは『日本後紀』<sup>19)</sup>にみえる。

是より先中臣忌部の西氏名々相訴うる有り。中臣氏云く「忌部はもと幣帛を造り、祝詞を申さず。然ば則ち忌部氏を以て幣帛使と為すべからず」と。忌部氏云く、「奉幣祈禱はこの忌部の職なり。然れば則ち忌部氏を以て幣帛使と為し、中臣氏を以て被使に預らしむべし」と。彼此相論して各々拵る所有り。是日勅命あり。「日本書紀に拵るに、天照大神、天磐戸に問（閉）せし時、中臣連遠祖天兒屋命・忌部遠祖太玉命、天香山之五百箇真坂樹を掘りて上枝に八坂瓊之五百箇御統を懸け、中枝に八咫鏡を懸け、下枝に青和幣白和幣を懸けて相與に祈禱を致す者なり。然れば則ち祈禱の事に至れば、中臣・忌部並びに相預るべし。」

（原漢文）

平安貴都直後の律令再編成期における、王朝宫廷祭祀をめぐり、その権限の根拠として「天石窟」神話が採りあげられ、正史に登載されていることは注目に値するといわねばならない。しかも、すでに中央統治において絶対的優勢を誇る藤原氏に対しても、古代祭祀氏族たる忌部がなお抗議の発言権をもち、争論のすえ対等の祭祀権を勅命によって回復したかに見えるのは、意味深い史実と思われる。『日本後紀』の記載はつづいて述べる。

神祇令に云く、其の祈年・月次祭に中臣は祝詞を宣し、忌部は幣串を班つ。践祚の日は、中臣天神寿詞を奏し、忌部神靈劍(みわとい)を上る。六月十二日晦日大祓は、中臣御祓麻を上り、東西の文部祓刀を上り、祓詞を読み讫り、中臣祓詞を宣る。常祀のほか須らく諸社に向むき幣帛を供すべき者は、皆五位以上ト食者を取りて之に充つ。宜しく常祀のほか奉幣之使は、兩氏(ふたうじ)を取用し、必ず相半に当つべし。自余之事、専ら令の条に依れ。(原文)

として、中臣・忌部の「兩氏」・「相半」を公認せられたことになる。上述のような律令祭祀の典説となるのは、古典神話のなかでも大むね三つの伝承が重視されている。第一はさきの「天石窟」譜であり、第二はそれと相似で照應している「天孫降臨」伝であり、第三には「神武」伝承と考えられる。それぞ

れの三伝承で活動し治績をあげたと記されている、諸神や族長たちを始祖と仰ぐ氏族は、律令王朝時代に入つても有力な豪貴族として盛んたる祭政の権限を有していたのである。逆に政争にやぶれ没落していった旧豪族の氏族伝承は『記・紀』上にも影がうすく歪曲されていたことを看過することはできない。たとえば、六世紀に没落した物部氏の祖神ニギハヤビノ命が、皇孫降臨譜には加られていないこと、さらに七世紀に本家が滅亡した蘇我氏の神話や祭祀が抹殺されていることなどは著しい例である。神武記紀に活動する倭國造祖のサヲネツヒコ、吉野国(ヨシノノカミ)の國神イシオシワク、久米直祖オホクメなども、後世に「大嘗祭」の儀礼氏族に転化するに、いわば平定物語には端役のようにならざる軍事的雄族の「大伴連」も六世紀の内乱期に失政の責を負わされるが、神武伝承に同氏祖ミオホミノ命がオホクメを率いて忠勇を貢されるのは、旅人や家持が奈良時代に文人貴族の重鎮であったことと無関係ではないことは別稿にふれた。<sup>[28]</sup>

要するに、六・七世紀の旧新豪族の角逐や交替は目ざましいものがあるのだが、形而下の実力抗争と政略の巧拙のほかに、やはり見落しえない点は形而上の氏族信仰や宗教上の相剋ではあるまい。かの物部・蘇我の興亡も外来佛教伝来に関する、

排仏・崇仏抗争が主因である。そのさい中臣氏は物部と軌を一にする祭祀氏族でありながら激越な衝突を避けて被害をうけず、勝利者たる崇仏派の蘇我氏を大化クーデタに破滅に追いこみながら、のち律令神祇制と奈良期の国家仏教の双方を矛盾なく習合させる方向にみちびいている。つまり、大化以前の旧豪族に比して新進貴族ともいえる中臣宗教政策は、まったく柔軟で包容性をもつて進歩派というべく、衰退を免れなかつた物部や大伴や「忌部」などは保守的かつ偏狭な排他性から脱皮できなかつた。したがつて、権力支配の位置にある中臣は過去の物部や大伴や久米などの氏族宗教を貪欲に吸収していくのではなかつた。別稿に論じたように東国支配の「鹿島・香取」祭祀<sup>(1)</sup>についても、発生的には物部氏系あるいは「オホ（太・多）」氏の信仰が起源と考えられるにかかわらず、いつか中臣氏の祖神化されたごときが好例である。

#### 四 忌部の氏族伝承劇

さきの『後紀』に引用された「神祇令」にあるごとく、天皇即位の重大儀に「中臣」は「天神之葬詞」（神代の古事）を奏し、「忌部」は「神靈之鏡劍」を奉る。いわば前者は皇位の無形

（ココロ）、後者は有形（モノ）の權威、精神と物体の両象徴を兩氏が分掌する。しかし、物と心とは不切不離また盾の両面であるため、時代推移と環境変化により中臣と忌部との權限紛争が生じた。律令格式に制定されるに先だら、『記・紀』成書化するさらに以前にも王權祭儀は存在し、文字記録のない古墳時代にも慣習法として厳格に執行されていた。それを私は古代国家成立ころの「原始王廷劇」と見なし、大王のヤマト統一の史劇をめぐって、諸豪族はそれぞれ「氏族伝承劇」を競演することにより、中央ヤマト政權における階序がおのずから定着していくのである。古代王廷劇の上演の推測は、すでに六世紀「武烈紀」に「侏儒・倡優を進め」、七世紀「皇極紀」に「俳優<sup>(2)</sup>に教へて」「入鹿臣・咲ひ剣を解く」とみえる。その氏族伝承劇を上演する時季は、「神祇令」にのくる「仲春」新年祭、「季春」鎮花祭、「孟夏」神衣祭・三枝祭・大忌祭・風神祭、「季夏」月次祭・道饗祭・鎮火祭、「孟秋」大忌祭・風神祭、「季秋」神衣祭・神嘗祭、「仲冬」相嘗祭・鎮魂祭・大嘗祭、「季冬」月次祭・道饗祭・鎮火祭などの官能祭儀であり、すべてを綜合した「王權・氏族芸能大祭」こそ、「践祚大嘗祭」なのであった。

それら古代王廷の氏族伝承芸能大祭の司会進行役に相当し、

それらを断片的にも記録して編集する職掌にあつたと思われるが、のちの『古事記』の編者「太臣」氏であり奈良初期の氏長が「安万侶」にはかならない。オホ（太・多）臣氏が平安初期（八一三）嵯峨天皇「日本紀講説」の講師をつとめ、また同時に雅楽寮を経て「樂家多氏」として「神樂」の宗家となる理由も以上の推測にもつて理解しられる。さきにふれたように、進歩的貴族の中臣に對して頑冥にまで保守氏族の忌部は、「記・紀」に体系化される以上の王廷氏族劇の實習を記憶していたと考えられる。八十年余の月日まだ長命な老人は生存していた。『古語拾遺』の序文をふり返つてみよう。「書契（記録）ありてより以来、古を語るを好まず……還りて旧老を強ふ。」と。忌部広成はたんに中臣の専横を非難するのではなく、「記・紀」などの文字記録のみの重視によりそれ以前の口頭伝承を軽視する風潮を嘆くのである。

かくして広成はついに、「記」や「紀」に溺れている（「一二」の委曲は、猶「還れるところ有り」）が、自分の耳目で実見し旧

老から実聞した（貴賤老少口口に相伝へし前言往行存して忘れず）確実な伝承を、記録しようと思い立つた（畢竟言さざれば、恐れども絶えて伝ふること無からむ）。その焦點となる神話こそ、前掲の三伝承の第一前提であり大同元年に問題となつた

「天石窟」譚である。『古語拾遺』は『記・紀』記事に対しても如何なる「遺漏」を補つて（拾遺）いるのだろうか。石窟譚を神話劇と見なすばあい、『記』『紀』『拾遺』それぞれの神の配役の輕重についても問題が多いが、ここでは省略したがう。

第一に『拾遺』が『記・紀』と異なる特徴として、殿舎の造営があげられる。石窟の神劇の舞台装置としては、イシコリド

メが「日像之鏡」を鋤てナカシラハが「青和幣」を作り、天ノヒワシ（阿波國忌部祖）とツクヒが「青和幣」、天ノハヅチが「文布」、天ノタナバタヒメが「神衣」、クシアカルタマが「八坂瓊五百箇御統玉」を作らすが、讀破の忌部の祖「タオキホオヒ、ヒコサシリ」二神により

天御室を作らしめて、大狭小狭の材を伐らしめて、瑞殿<sup>みゆき</sup>を造らしめ

という「瑞殿」造當の記事は『記・紀』にもまったく現われない。そのことは、天ノタナカラヲが「磐戸」からアマテラスを「引き出す」描写を『拾遺』は

其の扉を引密けて、新殿<sup>みゆき</sup>に遷し坐させしめ。とする。じつは些細な点であるが、石窟の「戸」については、『記』『紀』

天石窟戸<sup>戸</sup>を細めに開きて、…やや戸<sup>戸</sup>より出でて、…御手を取りて引き出し…

『紀』は

御手を以て磐戸を開け…手を率て引き出し…

(一書第三) 細めに磐戸を開けて…磐戸の側には侍ひて、則ち引開けしかは…

のよう、「石屋(磐戸)戸」で一貫しているのに対し、それを建造物の「扉」と表現してるのは「拾遺」のみである。結論

から先にいえば、「拾遺」の「石窟」釋は「記・紀」と相似し

ているけれども、明らかに「瑞殿」・「新殿」・「扉」を設営したところの古代王庭劇を觀察して叙述しているといつて過言ではあるまいと私は考える。私の推測が根拠のないものではないことは、天武紀十四年(朱鳥元年)正月十八日

己未に朝廷に大きに酺す。是の日に、  
御窟殿の前に御して、倡優等に禄賜ふこと差有り。亦歌人  
等に袍袴を賜ふ。

の「御窟殿」とは古典文学大系本注などに「いかなるものか未詳」とあるが、前説によれば正に「拾遺」の「瑞殿・新殿」に相應するのではないか。朱鳥元年七月二十八日にも

丙寅に淨行者七十人を選びて出家せしむ。乃ち宮中の御窟院に設齋す。

とあるから、古代芸能の一盛期であった天武宫廷には屢々「石

窟劇」が演ぜられたのかもしだれない。ことに、それを暗示するかのように「サケノミ(醜)」は竟要のことで、石窟伝承の「記」の「八百万神共に咲ひき」「紀」の「禮樂」「神祝」祝「さあ」、「拾遺」はさらに寛らしく

庭燎を挙して、巧に俳優作し、相與に歌ひ舞はしめたまはな。

「群神、などと如其歌樂や」

とあるのと符合する。しかも、「紀」と「拾遺」に見えるワザヲギ(俳優)の語が、天武紀の史実として「倡優に禄賜ふ」と記録されてることは重要であり、先述の皇極紀さらに武烈紀にも、さかのぼりうると考える。また「淨行者七十人」を「御窟院に設齋」させることも仏教的ではあるが、習合の祭儀を規定させるものである。

第二に「拾遺」のみに見えて「記・紀」に現われず、見落しやすいが重要な事物名に「庭燎」と、「鉄錆」・「錆」が存在する。太陽の復活儀式・迎神祭儀・王位繼承儀礼などに「火」は必須であることは、世界共通で諸例が多い。オリンピアの「聖火」はいうまでもなく、わが古代宗儀や伝承においても、ヤマトタケルの國造の「火燒老人」・顯宗・仁賢西帝のヲケ・オケ太子時代が「火燒少年」など、すべて「火燒」が「日燒」

(脚)」を暗示している。天石窟伝は皇祖神が皇孫をはぐくむ「忌懸り」とも考へうるから「火繼」が存在するのは当然であり、それを「庭燎」の名で残した『拾遺』を古伝承というべく、「記・紀」の方が逆に脱落したかと思われる。

此時に当りて、上天初めて晴れ、衆俱に相見て、面皆明白かり。手を伸して歌ひ聲ひて、相與に称曰さく、あはれ

あな、おもしろ

あな、たのし

あな、さやけ おけ

考古学上には常識となつてゐる弥生文化独特の「舞」(銅鏡)が、『記・紀』神話に現われぬことと、いまだに一種のナゾである。さきに私は『三国志』東夷伝、馬韓の条の「舞舞」や古代宮廷の「踏歌」から「舞の芸能」を予想したことがあつたが、『拾遺』では明らかに、忌部系の「天目」「箇命」(筑紫・伊勢両国の「忌部等の祖」)が刀や斧とともに「鉄錠」を作つてゐる。

天ノマヒトツは鍛冶系の神格を有するので、この伝承は自然であるとともに、石窟祭儀に使用したことと示し、楽器としての「舞」の機能を想わせる。さらにこの神劇のヒロインともいふべき天ノウズメが手には舞着けたる矛を持たしめて、

あるからは、矛に着けて小型の舞(考古学上でも古型)を振り鳴らしたと見られるので、「舞舞」の存在を証明しうるものと考へる。

第三に無視しえぬ『拾遺』の特色は、石窟祭儀(劇)において唱和されたらしい「歌詞」を記載している点である。

(昭和五九・九・三〇成稿)

歌声こそ、石窟祭儀歌劇にふさわしいであろう。おそらく、「拾遺」に斎部広成が文字記録とする以前は、保守的古代豪族たる忌部が一子相伝の氏族伝承として、口頭で伝えていた(口に相伝へ、前言往行有して忘れず)貴重な祖先の「神語り」であつたにちがいない。

注

- (1) 津田左右吉『日本古典の研究』上下 (津田左右吉全集第一・二、昭和38年 岩波書店)
- (2) J.E. Harrison, *THEMIS A study of the Social Origin of Greek Religion*, 1912 (Meridian Books, 1962) など著名
- (3) 松村武雄『日本神話の研究』第一～四巻 (昭和29年 培風館)
- (4) 抽著『神話の原像』(三省堂叢書36 昭和44年 岩崎美術社)
- (5) 歴史民俗研究会『歴史民俗研究』1・2 (昭和52・54年 帝塚山大学山上研究室)
- (6) 土居光知『文子序説』(初版大正11年) (土居光知著作集第五巻 岩波書店)
- (7) 抽著『日本芸能の起源』「古事記竈裏篇—王權の原始觀」(昭和52年 大和書房)
- (8) 抽稿「石窟の神話劇」(『神話の原像』所収)
- (9) 抽稿「出雲史劇のこころみ」(帝塚山大学論集35号 昭和56年 12月)
- (10) 注(8)に同じ
- (11) 金闇惣「前方後圓のなぞ」(『古墳の謎を探る』昭和56年 帝塚山大学考古学研究室)
- (12) 注(9)に同じ
- (13) 三品彰英「天の岩戸がくれの物語」(三品彰英論文集第二巻 昭和46年 平凡社)
- (14) 世阿弥元清『風姿花伝』(応永七年)「第四神儀」に「申葉神代
- の始まりと云は、天照太神、天の岩戸に纏り給し時、天下常間に成しに、八百万の神達、天香具山に集り、大神の御心をとらんとて、神樂を奏し、細男を始め給。中にも、天の鉗女(の道み)出で給て、櫛の枝に幣を付て、声を上げ、火薙焼、踏み轟かし、神懲りすと、猿の舞奏で給。ひそかに聞えければ、大神岩戸を少し聞き給ふ。國土又明白なり。神達の御面目かりけり。其時の御遊び、申葉の始めと、云々。」
- (15) 薩野岩友『巫系文学論』「神魔劇文学」(昭和29年 大学書房)
- (16) 抽稿「古代芸能の成立」(『日本芸能の起源』所収)
- (17) 注(8)におなじ
- (18) 上山春平『埋もれた巨像』(昭和52年 岩波書店)
- (19) 『日本後紀』卷第十四、大同元年八月十日庚午の条
- (20) 抽稿「住吉神と大伴氏—呪術と伝承」(東アジアの古代文化39号 昭和59年 大和書房)
- (21) 抽稿「辺境の武神と楽舞—鹿島・香取と氏族伝承」(『日本芸能の起源』所収)
- (22) 抽著『古代祭祀伝承の研究』「多氏古事記とオホ氏伝承」(昭和48年 雄山閣)
- (23) 山上伊豆母編『原術と芸能』(『日本の古代信仰』第五巻 昭和55年 学生社)